

地域交流会支援事業 Q & A

2026/4/1 現在

Q1: 地域医療連携推進法人や地域の患者家族等で組織された任意団体は助成対象となるか？

○市町村と連携して実施することが明確であれば助成対象とする。また、権利能力なき団体であっても助成対象とする。

Q2: 食事代の対象範囲は？

○参加者全員助成対象とする。ただし、助成額の上限は、1回1人当たり3,000円（1人当たり6,000円の食事代）とする。

Q3: 助成申請の回数に限度はあるか？

○申請は単年度1回限りとする。但し、申請時に年度内複数回の交流会開催を計画するものについては、20万円（事業経費の1/2）を上限額として助成する。また、しまね地域医療支援センターの他の助成事業との併用はできない。

Q4: 交通費、宿泊費は助成対象となるか？

○実施主体の医師、関係者の旅費、宿泊料は対象外とする。

Q5: 郵券料その他の送料は助成対象となるか？

○交付要綱2の(3)のエに含まれる（参加者への招待状送付費も含む）ため助成対象となる。

Q6: 講師に基調講演をお願いする場合、講師への謝金は助成対象となるか？

○交付要綱2の(3)のオに含まれるため助成対象となる。

Q7: 交流会にしまね地域医療支援センター職員が参加する場合、助成対象となるか？

○当該職員分については、助成対象外とする（参加費は支援センター職員負担。）

Q8: しまね地域医療支援センターより、交流会参加者へ開催案内を依頼できるか？

○SNS等による不特定多数に向けた広報であれば支援は可能。